弁護士・税理士による相続税入門

～基礎控除減額で相続税は他人事ではなくなるかも!?～

10月28日（火）　第6回　シニアサロン杉並　役立ち情報コーナー

（11月30日に2時間のセミナーを別途開催します。詳細P.8）

税理士：満田将太（シニアサロン杉並　代表）

相続税の基本的なしくみ

【相続とは】
ある人が死亡したとき、その人の財産を一定範囲の親族に受け継がせることです。

【相続人になれる人】
配偶者は無条件で相続人になります。配偶者以外は、子が第1順位で、第1順位がいない場合は、第２順位が親、第２順位もいない場合は第３順位の兄弟になります。

【法定相続分】
民法では、相続分が右の表のように決められています。

共同相続人	法定相続分			
	配偶者	子	直径尊属	兄弟姉妹
配偶者と子	2分の1	2分の1		
配偶者と直径尊属	3分の2		3分の1	
配偶者と兄弟姉妹	4分の3			4分の1

【相続税】
相続財産が基礎控除額以下（平成27年1月1日以降　3,000万円＋600万円×法定相続人）であれば相続税は発生しません。また配偶者には1億6千万円までは無税となる特例があります。特例を使う場合は税額が0円でも申告が必要になります。

【資産の評価減】
土地を相続する場合、居住用の宅地には減額特例があります。（小規模宅地の特例80%減）特例を使う場合は税額が0円でも申告が必要になります。

相続税の計算のしくみ

相続税の計算の仕組み（参照：財務省　HP）

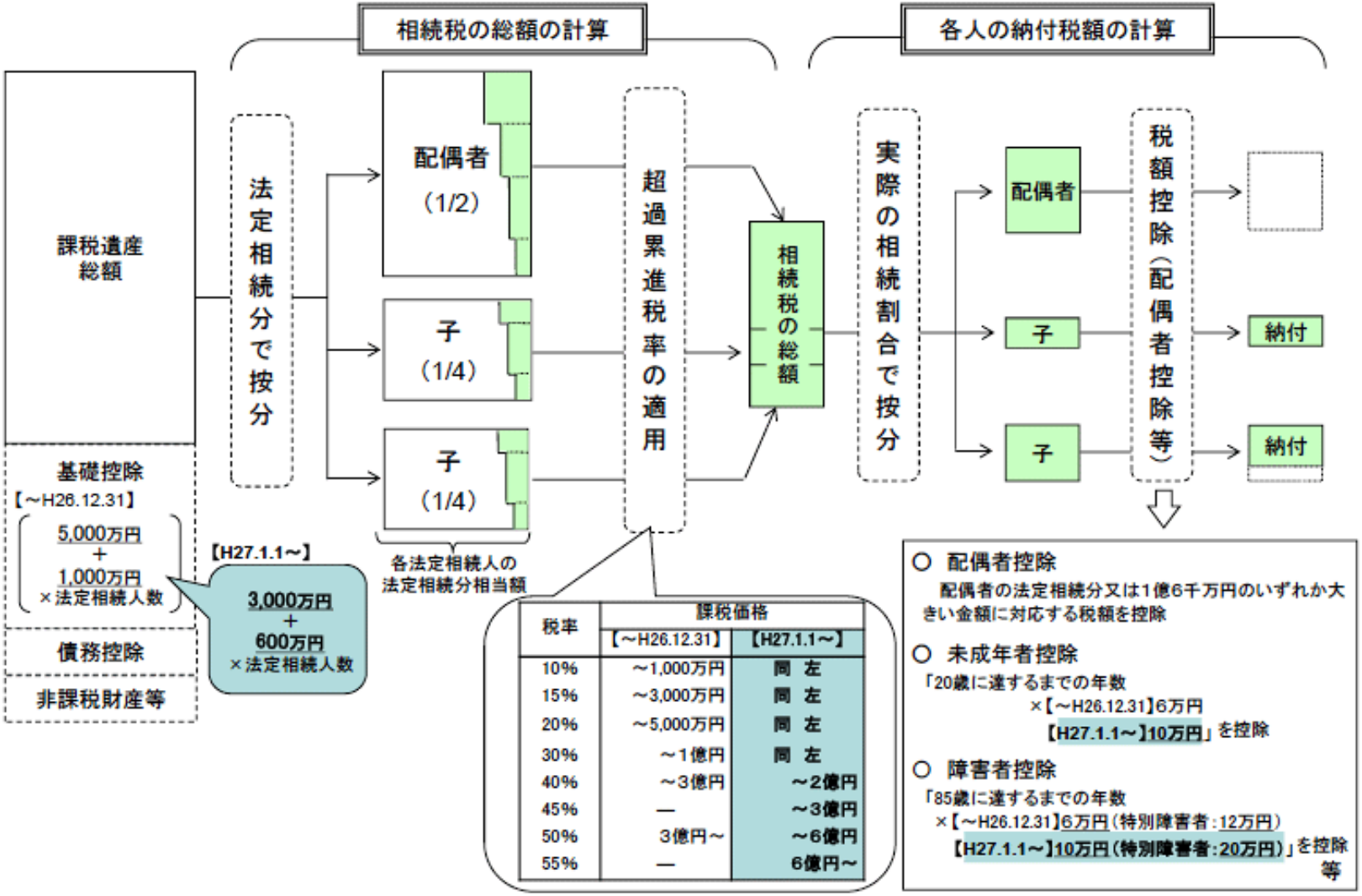

税率	課税価格 【～H26.12.31】	課税価格 【H27.1.1～】
10%	～1,000万円	同　左
15%	～3,000万円	同　左
20%	～5,000万円	同　左
30%	～1億円	同　左
40%	～3億円	～2億円
45%	—	～3億円
50%	3億円～	～6億円
55%	—	6億円～

平成27年1月1日からの改正

1. 基礎控除の縮小（4割減少）　↓国民にとって不利な改正

基本部分	5,000万円→3,000万円
人数比例部分	1,000万円→600万円

2. 相続税の最高税率（50%→55%）の引き上げ　↓国民にとって不利な改正

現行			改正後		
相続税の課税標準	税率	控除額	相続税の課税標準	税率	控除額
1,000 万円以下	10%	―	1,000 万円以下	10%	―
3,000 万円以下	15%	50 万円	3,000 万円以下	15%	50 万円
5,000 万円以下	20%	200 万円	5,000 万円以下	20%	200 万円
1 億円以下	30%	700 万円	1 億円以下	30%	700 万円
			2 億円以下	40%	1,700 万円
3 億円以下	40%	1,700 万円	3 億円以下	45%	2,700 万円
3 億円超	50%	4,700 万円	6 億円以下	50%	4,200 万円
			6 億円超	55%	7,200 万円

3. 小規模宅地に係る評価額の特例の拡充　↑国民にとって有利な改正

①特定居住用宅地の80%減額対象面積を240㎡→330㎡
②特定事業用宅地（400㎡上限）の特例適用と併用可能に

なぜこんなに騒がれているか？

改正により、基礎控除が4割も下がり、いままで相続税の心配のなかった人も相続税が課される可能性があります。
税負担も改正により大きくなります。

別紙参照→日経Mook　相続税マップ2014年版　P.38 中野・荻窪エリア

前提条件：2次相続で子供二人　家が50坪　金融資産　2,000万円　その他資産200万円

杉並区ではどのくらい影響があるか見てみましょう

相続税額をざっくり計算する

計算①課税遺産総額を出す

現・預金		そのまま
株式		上場株は時価 非上場株は1株あたり純資産×株数で
生命保険		500万円×法定相続人の非課税枠
自宅土地		固定資産税評価額×1.1倍 自宅は330㎡まで8割減（小規模宅地特例）
家屋		固定資産税評価額
その他財産		借入はマイナスする
合計		
基礎控除	▲	3,000万円＋600万円×法定相続人
課税遺産総額		

計算②税遺産総額を法定相続分で分ける

配偶者	
子供	

計算③各人ごとに税額速算表（P4）を用いて計算

配偶者	
子供	
相続税額	

※計算の流れはP3で確認

相続の事前対策とは

①生前贈与

年間110万円の非課税の範囲内で子供や孫に贈与し、相続財産を減少させます。

②住宅取得資金の贈与の非課税枠の特例（平成26年12月31日まで）

子供や孫に住宅取得資金を贈与すると500万円（省エネ型1,000万円）までは無税で贈与ができます。

③養子縁組

孫などを養子にして基礎控除額を増加させます。法定相続人が増えるので税率も下がります。

④孫や子供への教育資金の一括贈与

将来の教育資金として1,500万円まで一括して先に贈与して非課税となる制度です。専用口座や申告等が必要になります。

⑤相続時精算課税制度の利用

子や孫に1人2,500万円まで非課税で贈与できます。110万円の生前贈与の非課税枠が使えなくなる他、将来相続税が課税されます。

⑥貯蓄型の生命保険へ加入

生命保険金は、非課税枠500万円×法定相続人数が活用できます。

次回のシニアサロンと相続勉強会の告知

第7回シニアサロン杉並（11月25日（火）14時～）

次回演目はピアノ伴奏付のカラオケ・合唱を中心とした参加型の会になります。終了後16時半から飲み会がありますので、そちらからのご参加もお待ちしております。詳細はHPでご確認できます。

相続税勉強会（11月30日（日）14時～16時）

今回のお役立ち情報は基礎的な話で物足りないという方も多かったと思いますので、別途勉強会を開催します。

シニアサロン杉並のサポーター（税理士・弁護士・FP）による相続について勉強会です。少人数の勉強会を予定しています。

開催場所は追ってご連絡いたします。（西荻窪の予定）
参加希望の場合は、お帰りの際にサポーターに申し付けください。

HP:http//suginami-salon.com　電話問い合わせ：070-5570-3257（満田）
Mail：info@suginami-salon.com